

# 都市型ハイヤー事業者 オンライン講習会

---

関東運輸局 自動車交通部 旅客第二課  
自動車監査指導部  
令和8年3月4日

1. 都市型ハイヤーの営業について
2. 監査について

# 都市型ハイヤーの営業について

- ① 都市型ハイヤーとは
- ② 都市型ハイヤーの運送契約について  
(いわゆる「切り売り」の禁止)
- ③ 営業区域外旅客運送の禁止
- ④ 待機場所に関する注意点
- ⑤ 自動車に関する表示
- ⑥ 乗務員証の携行
- ⑦ 名義貸しの禁止

# 都市型ハイヤーとは

## ●都市型ハイヤーとは

○運送の引受けが営業所のみにおいて行われるもの。

○1日以上の専属契約又は2時間以上の運送契約により運送を行うもの。

- ハイヤーは、タクシーとは異なり、いわゆる流し営業や駅待ち等の営業は法令により禁止されています。
- 空港等での客引き行為は、運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものに該当しないため、道路運送法違反に当たります。

# 都市型ハイヤーとは（根拠法令）

## ●ハイヤーの定義

### タクシー業務適正化特別措置法

- (定義)  
第二条  
一 (略)  
二 この法律で「ハイヤー」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車で当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行なわれるものをいう。

## ●都市型ハイヤーの定義

### 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（抄）

- (法第二条第一項の国土交通大臣が指定する一般乗用旅客自動車運送事業)  
第二条  
一～二 (略)  
三 タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第二号に規定するハイヤーを使用して行うものであって、次に掲げるもの  
イ 一日を超える期間を単位として専属で常時運送を提供できることとするための契約（書面によるものに限る。）に基づいて締結される運送契約のみにより行われるもの。  
ロ **二時間以上の時間**を単位として締結される運送契約のみにより行われるもの（イに掲げるものを除く。）

# 都市型ハイヤーの運送契約について

## ●いわゆる「切り売り」の禁止について

都市型ハイヤーを使用して行う事業においては、平成26年9月29日付け自動車局旅客課長通達「都市型ハイヤーの運送契約について」のとおり、直接又は間接であるかを問わず、タクシーと競合するような、運送契約の時間を細分化（いわゆる「切り売り」）して提供する運送行為は、道路運送法第15条等違反となり、認められません。

### < 具体的なケース >

ハイヤー事業者と旅行業者（旅行業法に基づく旅行業の登録を受けた者）との間で都市型ハイヤーの時間貸し契約を結んでいるが、旅行業者の提供する配車アプリ等を介して、一般の利用者に運送契約の時間を2時間未満に細分化して提供する運送行為。

# 都市型ハイヤーの運送契約について

国自旅第199号  
平成26年9月29日

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長  
(公印省略)

## 都市型ハイヤーの運送契約について

今般、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、タクシーと競合しないものとして、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）関連法令において規定する、いわゆる「都市型ハイヤー」を、同法の適用除外としたところである。

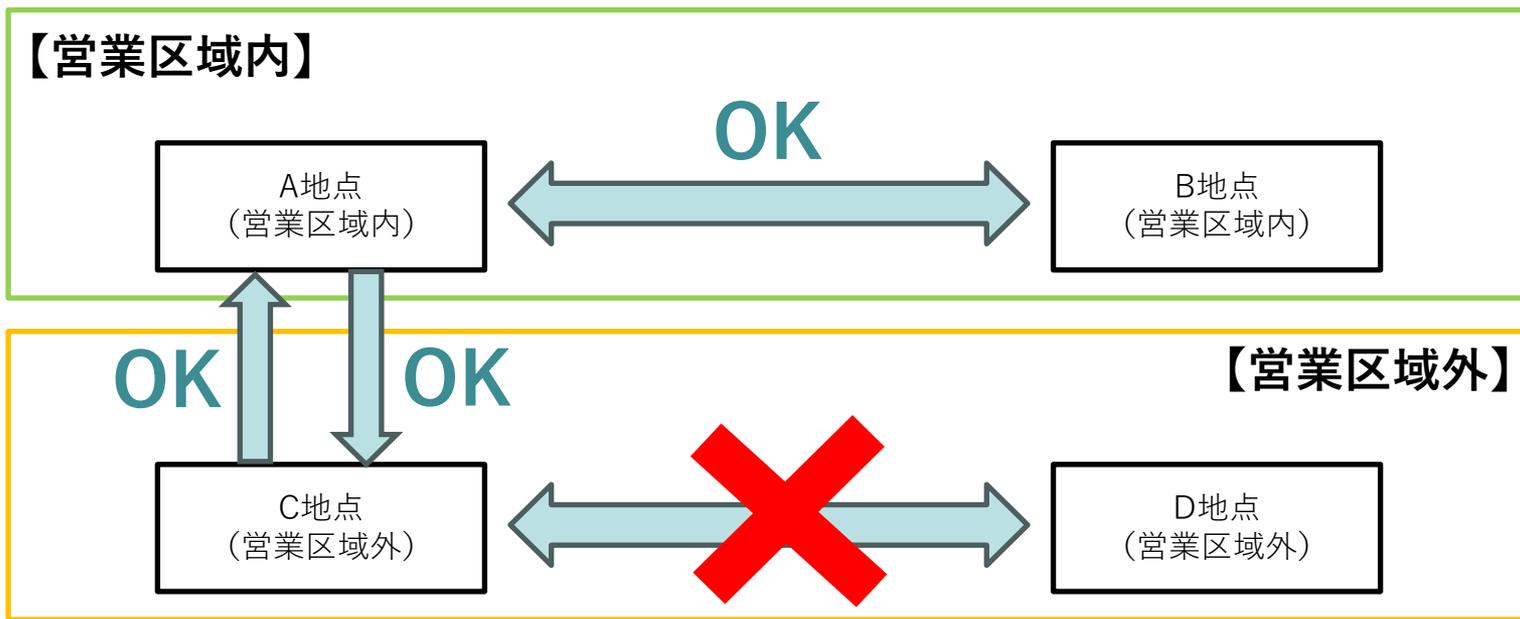
従って、都市型ハイヤーを使用して行う事業においては、直接又は間接であるかを問わず、タクシーと競合するような、運送契約の時間を細分化（いわゆる「切り売り」）して提供する運送行為は、道路運送法第15条違反等となり、認められない。

以上の点に留意のうえ、事業者等に対して遺漏なきように指導されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

# 営業区域外旅客運送の禁止

- 一般乗用旅客自動車運送事業者は、「発地」と「着地」の両方が営業区域外となる旅客の運送をすることはできません。「発地」又は「着地」のどちらか片方は必ず営業区域内でなければなりません。



## 道路運送法

(禁止行為)

第二十条 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

# 待機場所に関する注意点（羽田空港）

ハイヤー・タクシー業者の皆様へ  
羽田空港の乗り場・構内道路に関するお知らせ

## 空港構内における路上駐車禁止

空港内の接車帯・構内道路は**駐車禁止**です。

・客待ちによる道路占有は

**駐車違反**※に該当します。

※規制除外区間を除き



※降車エリア、身障者乗場等での待機、乗車受付  
路肩から離れて（第2車線等）の乗降等の行為  
ドライバーが乗車していても  
ハザードランプを点灯させていても

違反  
です。

・車両を置いて離れる行為は

**放置駐車違反**に該当します。

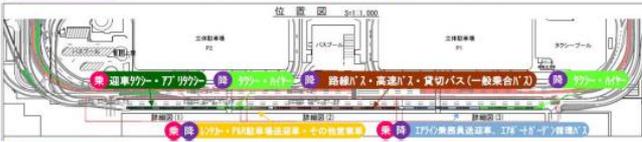
○ 駐車禁止違反 [道路交通法第45条] 罰則・・・10万円以下の罰金 違反点・・・1点（駐車禁止場所） 反則金・・・大型（12,000円） 普通（10,000円）	○ 放置駐車違反 [道路交通法第51条の4第1項] 罰則・・・15万円以下の罰金 違反点・・・2点（駐車禁止場所） 反則金・・・大型（21,000円） 普通（15,000円）
--	---

※都道府県公安委員会から駐車違反、放置車両違反にかかる道路交通法通知等があった一般乗用旅客運送事業者は、道路運送法に基づく処分等の対象となります。また、ハイヤー車両の運転者等が、空港などで予約客でない者に声をかけ、あるいは予約客でない者からの依頼を受けることは道路運送法違反行為となり、処分の対象となります。

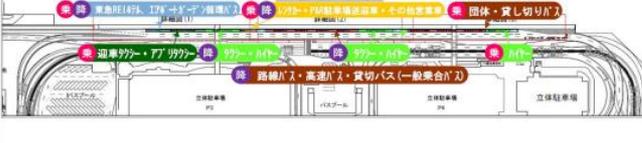
- 東京航空局東京空港事務所
- 日本空港ビルデング(株)
- 関東運輸局東京運輸支局
- 東京国際空港ターミナル(株)
- 警視庁東京空港警察署

## 各ターミナルののりば

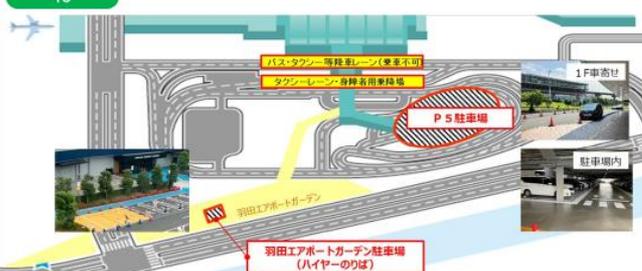
T1 2階 (ハイヤー乗り場は従前通り 1階0番・19番乗り場)



T2 2階 (ハイヤー乗り場は従前通り 1階1番乗り場、2階国際線側)



T3



ハイヤー等の旅客の乗車、客待ちの待機等は、P5駐車場または羽田エアポートガーデンをご利用ください。

- ・いずれも30分以内無料。
- ・P5は10/24より料金改定。短時間利用は値下げ。詳細はコチラ→
- ・羽田エアポートガーデンの利用は別紙参照。



- ・ 需要が多いエリアでの路上待機により、交通渋滞等の問題が発生しています。
- ・ 道路交通法により駐停車が禁止されている場所や、交通の妨げになる場所での待機は絶対にしないでください。

# 待機場所に関する注意点（成田空港）

ハイヤー事業者 各位  
ハイヤー運転者 各位

関東運輸局 千葉運輸支局  
監査担当

成田国際空港におけるハイヤーの適正な営業について（周知）

ハイヤー（その他ハイヤー及び都市型ハイヤー）による営業については、関係法令の他、許可書の記載内容（「条件」及び「営業区域」）を確認の上で遵守するとともに、特に成田国際空港を発着する運送については下記の内容について改めて確認いただき、適正な事業運営をお願いいたします。

記

○長時間の駐停車について  
空港内や周辺道路の駐車・駐停車が禁止されている箇所における客待ち等のための長時間の駐停車は、他の車両の通行の妨げとなるほか、事故等の原因となります。客待ち等のために長時間の駐停車が必要な場合は駐車場を利用して下さい。  
なお、都道府県公安委員会から駐車違反、放置駐車違反にかかる道路運送法通知等があった一般乗用旅客自動車運送事業者は、道路運送法に基づく行政処分等の対象となります。

○客引き等の行為について  
一般乗用旅客自動車運送事業の許可のうち、ハイヤーについては、運送の引受けを営業所のみにおいて行うことを許可の条件としています。  
ハイヤー車両の運転者等が、予約客ではない者に声を掛け、あるいは予約客ではない者から依頼を受け、その場で運送契約を締結し運送することは、上記の条件に違反する行為です。条件に違反した場合、道路運送法に基づき、事業の停止等の行政処分の対象となります。

○車体表示について  
ハイヤー車両については、両前扉外側中央部に、事業者の名称もしくは記号を表示する必要があります。適切に表示されていない場合、道路運送法に基づく行政処分等の対象となります。

関東運輸局 千葉運輸支局 監査担当  
電話：043-242-7336（音声ガイダンス【2】）

日 付:	駐停車場所（カーブサイド等）： T1 T2 T3
車 番:	駐停車時間（駐車状況）他:



## 駐 停 車 禁 止

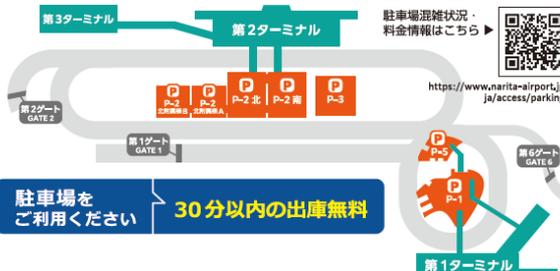


カーブサイド一般車レーンは乗降を除き駐停車禁止です。  
乗降後、速やかに移動してください。この場所では、駐停車は原則として禁止です。  
旅行者の待ち受けや、ハイヤーの客待ちをしてはなりません。

**成田国際空港株式会社** 乗降目的で使用されるお客様がご利用いただくことができないため、以下の駐車場へ移動してください。

**成田国際空港警察署** ここは乗降以外駐停車禁止であり、駐停車は道路運送法に基づく違法行為となり、処分の対象となります。

**千葉運輸支局** 都道府県公安委員会から駐車違反、放置駐車違反にかかる道路運送法通知等があった一般乗用旅客運送事業者は、道路運送法に基づく処分等の対象となります。また、ハイヤー車両の運転者等が、予約客ではない者から依頼を受けるといった、営業所以外の場所で運送の引き受けを行うことは道路運送法の違反行為となり、処分の対象となります。



駐車場混雑状況・料金情報はこちら 

<https://www.narita-airport.jp/ja/access/parking/>

駐車を  
ご利用ください

**30分以内の出庫無料**

Narita Airport 成田国際空港株式会社 千葉成田国際空港警察署 国土交通省 千葉運輸支局

- 需要が多いエリアでの路上待機により、交通渋滞等の問題が発生しています。
- 道路交通法により駐停車が禁止されている場所や、交通の妨げになる場所での待機は絶対にしないでください。

# 自動車に関する表示等

- 一般乗用旅客自動車運送事業者は、道路運送法等関係法令に定められた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努める必要があります。

## ○車体表示事項

- ・ 使用者の氏名、名称又は記号

## ○車内表示事項

- ・ 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号
- ・ 禁煙車である旨の表示

など

### 道路運送法

(自動車に関する表示)

第九十五条 自動車（軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。）を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

### 旅客自動車運送事業運輸規則

(事業用自動車内の表示)

第四十二条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称及び当該自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。

2 (略)

3 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、禁煙の表示を旅客に見やすいように表示しなければならない。

4 (略)

# 自動車に関する表示等

- 道路運送法等関係法令の規定のほか、管轄の運輸支局における公示「ハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて」に定める事項の遵守をお願いします。

## 東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて

ハイヤー・タクシー車両の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法等関係法令及び運賃実施通達の規定によるほか、次に定めるところによる。

なお、車種区分については、平成14年1月17日付関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」3. 車種区分による。

### I 一般準則

- 一般乗用旅客自動車運送事業者は、これに定めた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努めなければならない。
- 表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に添って、明瞭的確、かつ、旅客に見やすいように表示しなければならない。
- 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように努めなければならない。
- 表示装置、表示板の取扱いは適正に行い、いやしくもこれらを使用して、違法な営業行為を行ってはならない。
- 法令又は本取扱いに定める場合のほか、車両の内外又は窓ガラスに表示物を表示し又は貼付する時は、公衆の利便に資する必要最小限のものであって、旅客の視野又は法令若しくは本取扱いに定める表示の効果を損なわないものでなければならない。

- 1 -

## IV ハイヤー（タクシー業務適正化特別措置法の指定地域に限る）

- 車外表示事項  
車両の両前扉外側中央部には、事業者の氏名又は名称若しくは記号を表示する。
- 車内表示又は掲示事項  
車両の内部には、次により表示又は掲示する。  
  
(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号を、別添〔第2号様式〕により旅客の見やすい位置に掲示する。

都市型ハイヤー  
はこちら

- 19 -

※都市型ハイヤー事業者は、主に「IVハイヤー」を確認してください  
上記は東京運輸支局の公示です。他県の事業者は管轄運輸支局のHPを確認してください

# 乗務員証の携行

- 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に運転者を乗務させるときは、乗務員証を携行させる必要があります。

## ○記載事項

- 作成番号及び作成年月日
- 事業者の氏名又は名称
- 運転者の氏名
- 運転免許証又は免許情報記録の有効期限

## ○作成例

乗 務 員 証		写 真
作成番号		(3.0 cm × 2.4 cm)
乗務員氏名		
運転免許証の有効期限	年 月 日	
事業者の氏名又は名称		
作成年月日	年 月 日	
		年 月 日撮影

### 旅客自動車運送事業運輸規則

(乗務員台帳及び乗務員証)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（タクシー業務適正化特別措置法第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。）に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第十一号に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。

- 一 作成番号及び作成年月日
- 二 事業者の氏名又は名称
- 三 運転者の氏名
- 四 運転免許証又は免許情報記録の有効期限

4~5 (略)

# 名義貸しの禁止

- 道路運送法においては、許可を受けた事業者には、運行管理の適切な遂行、事業用資産の適切な管理、事故時の賠償責任等様々な責務を自ら追うことを求めており、「**名義貸し行為**」は、こうした責務を実質的に第三者に負わせる行為であり、道路運送法の許可制の趣旨を没却することとなるため、道路運送法第33条の規定により、**禁止**されています。
- 監査等を実施する中で、名義貸しの疑いがあれば、その点についても調査を行い、**違反事実が確認された場合**には、**厳正に対処**することとしています。

## 道路運送法

(名義の利用、事業の貸渡し等)

第三十三条 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。

2 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

# まとめ（都市型ハイヤーの営業について）

- ① 流し営業、駅待ち等はできません。  
※客引き行為は道路運送法違反です。
- ② 2時間未満の運送契約となる運送はできません。
- ③ 営業区域外旅客運送は禁止されています。
- ④ 駐停車禁止場所や交通の妨げになる場所での待機は絶対にしないでください。
- ⑤ 車両の外部に事業者名等を表示してください。  
※車内にも事業者名等を表示してください。
- ⑥ 運転者には乗務員証を携行させてください。
- ⑦ 名義貸しは禁止されています。

1. 都市型ハイヤーの営業について
2. 監査について

# 都市型ハイヤー事業者 オンライン講習会

## 監査について

---

令和8年3月4日

関東運輸局自動車監査指導部

## ハイヤーの違法行為に関する報道について

昨今、白タク行為だけでなく、羽田空港や成田空港において、都市型ハイヤー事業者による客引き行為や名義貸しなどの違法行為について、テレビ報道や新聞記事等で報道がされています。

### 【報道概要】

- 羽田、成田空港において、ハイヤー車両が急増している。
- 白タク車両から都市型ハイヤー車両に変更している可能性があり、「**名義貸し**」や「**二種免許なし**」等の疑いがある。
- また、到着ロビーで旅客に声をかける**客引き行為**が見受けられる。
- 車両の「**名義貸し**」だけでなく、運行管理者の「**名義貸し**」の疑いもある。

運輸局及び運輸支局では、監査方針に基づき、運送事業者に対し監査を実施しています。

## 主な監査対象事業者

- 利用者等からの情報により、法令違反が疑われる事業者
  - 事業者従業員等の内部告発により、法令違反が疑われる事業者
  - 事故を起こした事業者
  - 駐停車違反等で都道府県公安委員会から通知又は通報があった事業者
  - 事故報告書等を提出しなかった事業者
  - 新規許可、営業区域の拡大などの事業規模を拡大した事業者
- 等

## 監査結果による、行政処分について

- 監査の結果、違反があれば『処分基準』に基づき、処分されます。『処分基準』は関東運輸局HPに掲載されていますので、ご確認ください。
- 今回は、指摘事項の中から多いもの、特に注意が必要な以下の事項について、説明します。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 書類の管理       | ⑤ 点呼（車両の持ち帰り） |
| ② 記録の改ざん・不実記載 | ⑥ 健康診断未受診     |
| ③ 名義貸し        | ⑦ 許可条件違反（客引き） |
| ④ 営業区域外旅客運送   | ⑧ 監査の拒否、忌避    |

## 旅客自動車運送事業運輸規則第69条

旅客自動車運送事業者は、第二十六条の二に規定する事故の記録、第三十八条第一項及び第三項の規定による指導監督の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、法第九十四条第一項の規定による報告の求め又は同条第四項の規定による立入検査を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。

**監査時は速やかに、求められた書類を提示しなければならない。  
(監査終了までに提示しなければ、行政処分の対象となる。)**

### ＜対象となる書類＞

- ・点呼記録、業務記録
  - ・乗務員証
  - ・適性診断の結果、指導監督の記録
  - ・点検整備記録簿
  - ・36協定、就業規則（届出済みのもの）
  - ・乗務員等台帳、健康診断結果
  - ・事故の記録、損害賠償保険証書
  - ・苦情の記録
- 他 必要に応じて、旅客からの運送依頼に係わる書面、  
給与の支払いに係わる書面等を  
求めることがあります。

## ②記録の改ざん・不実記載

### 行政処分

#### 点呼簿

初違反：60日車（90日車） 再違反120日車（180日車）

#### 業務記録簿

初違反：60日車（90日車） 再違反120日車（180日車）

#### 苦情処理簿

初違反：60日車 再違反120日車

#### 運転者に対する指導及び監督に係る記録簿

初違反：60日車 再違反120日車

#### 地理・応接の指導監督の記録簿

初違反：60日車 再違反120日車

#### 点検整備記録簿

初違反：60日車 再違反120日車

※ 旅客自動車運送事業運輸規則第22条第1項により最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かつこ書の基準を適用するものとする。

### ③名義貸し

## 道路運送法第33条 (名義の利用、事業の貸渡し等)

### 第1項

一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。

### 第2項

一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

行政処分：**事業停止30日**

## 道路運送法第20条（禁止行為）

一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

### 行政処分

### 営業区域外旅客運送

（反復・計画的なものと認められるもの）

初違反：20日車×違反件数

再違反：40日車×違反件数

## ④ 営業区域外旅客運送

### 各空港の営業区域

- ・羽田空港・・・特別区・武三交通圏
- ・成田国際空港・・・北総交通圏

### 【違反事例】

#### ○東京23区の事業者の場合

- ①成田空港⇒富士山周辺⇒京都⇒関西国際空港
- ②清水港⇒富士山周辺⇒清水港
- ③横浜大榎橋⇒銀座⇒東京ディズニーランド

#### ○成田の事業者の場合

- ①羽田空港⇒富士山周辺⇒京都⇒関西国際空港
- ②清水港⇒富士山周辺⇒清水港
- ③横浜大榎橋⇒鎌倉⇒東京駅

## 旅客自動車運送事業運輸規則第24条

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員に対して**対面により**、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により**点呼を行い**、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

- 1 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の実施又はその確認
- 2 運転者に対しては、酒気帯びの有無
- 3 運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- 4 特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置（道路運送車両法第41条第1項第20号に規定する自動運行装置をいう。）の設定の状況に関する確認。

第2項～第7項 省略

## ⑤点呼

### 行政処分

#### ①未実施 19 件以下

初違反：警告（警告）

再違反：10 日車（15 日車）

#### ②未実施 20 件以上 49 件以下

初違反：10 日車（15 日車）

再違反：20 日車（30 日車）

#### ③未実施 50 件以上

初違反：20 日車（30 日車）

再違反：40 日車（60 日車）

#### ④全部未実施の場合 **事業停止 30 日**

※ 旅客自動車運送事業運輸規則第22条第1項により最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かっこ書の基準を適用するものとする。

## 点呼（１）

点呼は運行管理者が行います

※ 補助者も実施できるが、異常が認められた場合は運行管理者に報告し、指示を仰ぎ、その結果に基づいて、運転者に対し指示をしなければなりません。

※ 補助者に行わせる場合でも、点呼の総回数の少なくとも1/3以上は運行管理者が行う必要があります。

## ⑤点呼

# 点呼（２）

運転者や自動車が安全に運行できる状態かどうかを確認するとともに、安全運行に必要な報告を求め、指示を与えるものです。

原則として、運転者に対し**対面**で行います。

### 確認事項

#### 【業務前点呼】

- 日常点検の実施
- 酒気帯びの有無  
(アルコール検知器及び目視等で確認)
- 疾病、疲労、睡眠不足等の有無

#### 【業務後点呼】

- 事業用自動車、道路、運行の状況
- 酒気帯びの有無  
(アルコール検知器及び目視等で確認)
- 交替運転者への通告内容

## ⑤点呼

### 点呼（3）

運行上やむを得ず対面による点呼ができない場合は、電話等により点呼を実施しなければなりません。

「やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が終了したり、乗務を開始する場合で、所属営業所での点呼が実施できない場合をいいます。

**「営業所と車庫が離れている」、「早朝・深夜で運行管理者が不在」等は該当しません。**

## 点呼（４）

### 点呼未実施

以下の場合には点呼未実施となります。

- 運行管理者、補助者の自己による点呼
- 対面によらず電話その他の方法で実施（運行上やむを得ない場合を除く。）した点呼
- 運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼
- 運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼

## ⑤点呼

# 点呼（５）

## 車両の持ち帰り

運行の業務の開始前、運行の業務の終了後に対面で点呼を行うことから、車両の持ち帰りはできません。

業務終了後は、認可を受けた車庫に車両を置き、次の運行は必ず対面で点呼を受けてから、開始してください。

## ⑥健康診断未受診

### 運輸規則第 2 1 条第 5 項

旅客自動車運送事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

#### 行政処分

#### 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務

※疾病のおそれのある運行の業務とは、過去 1 年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいいます。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| ①未受診者 1 名   | 初違反：警告         |
|             | 再違反：10日車       |
| ②未受診者 2 名   | 初違反：20日車       |
|             | 再違反：40日車       |
| ③未受診者 3 名以上 | 初違反：15日車×未受診者数 |
|             | 再違反：30日車×未受診者数 |

## ⑦ 許可条件違反

### 許可の条件

1. 都市型ハイヤーの運送の引受けは営業所のみにおいて行うこと。
2. 上記1. による運送であって、一日を超える期間を単位として専属で常時運送を提供できることとするための契約（書面によるものに限る。）に基づいて締結される運送契約のみにより行われるもの。
3. 上記1. による運送であって、二時間以上の時間を単位として締結される運送契約のみにより行われるもの（上記2. に掲げるものを除く。）。

※「客引き」と言われていますが、許可の条件は運送の引受けを営業所に限定しているものです。つまり、空港等での引受けを認めていません。

また、「運転手が勝手にやった。」は、通用しません。

**事業者の使用者責任は回避出来ません。**

### 行政処分

輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反

**事業停止 30日**

## ⑧ 監査の拒否、忌避

### 道路運送法第94条第4項（報告、検査及び調査）

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして自動車、自動車の所在する場所又は道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場（道路運送事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の管理に係るものに限る。）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

#### 検査拒否、忌避の例

- 適正な運賃收受の確認のため、領収書等の帳票書類の提示をを求めたところ、個人情報保護と需要者との契約により、提示できないと回答をする。
- 初回監査時に営業所に不在。その後も日程調整の連絡を行うも「通院の予定がある」等の理由から監査に応じない。

行政処分

**事業停止 30日**

## 事業の停止処分について

### 事業の停止処分

指定された期間、営業所の運送事業に係わる業務を行ってはいけないという命令。

営業所に所属する**全てのタクシー・ハイヤー車両**のナンバープレート（前・後）を運輸支局で領置き、**同車両の車検証**を運輸支局に返納。

事業の停止処分の再違反は

**事業許可の取消!!**

# 客引き行為を端緒とした監査と処分について

- 成田国際空港での客引き行為を端緒に、事業者へ監査を実施。
- 計 14 項目の関係法令違反を確認し、累積点数が許可取り消し基準を超過。
- 令和 7 年 1 月 19 日付で当該一般乗用旅客自動車運送事業者への**経営許可取消処分**を実施。

## 概要

- 事業者名：順翰（じゅんかん）合同会社
- 営業所名：本社営業所（東京都足立区）
  
- 端緒：令和 7 年 8 月 27 日に、千葉県警と成田国際空港株式会社と千葉運輸支局が合同で成田国際空港での現地調査を実施し、ハイヤー乗務員による客引き行為を現認。
- 監査日：令和 7 年 9 月 18 日、10 月 9 日、11 月 4 日
- 違反行為：**許可条件違反（＝客引き行為）**（運送法第 86 条第 1 項）等の **計 14 件の関係法令違反を確認**。
- 違反点数：累積点数が、許可取り消しとなる 81 点を超過し、90 点に到達。
- 処分内容：運送法第 40 条に基づく **一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取消し**
- 処分日：**令和 7 年 1 月 19 日** ※取消日：令和 8 年 1 月 19 日

## 違反内容の詳細

- |                                 |                              |
|---------------------------------|------------------------------|
| 1. 営業区域外違反                      | 8. 乗務員等台帳の作成義務違反             |
| 2. <b>運行管理者の選任義務違反（※一発事業停止）</b> | 9. 乗務員等台帳の記載事項不備             |
| 3. 運行管理者の解任届出違反                 | 10. 運転者に対する指導監督義務違反          |
| 4. 健康状態の把握義務違反                  | 11. 初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反 |
| 5. 点呼の記録義務違反                    | 12. 初任運転者に対する適性診断受診義務違反      |
| 6. 業務記録の記載事項不備                  | 13. 整備管理者の選任（変更）の未届          |
| 7. 新任運転者に対する指導監督義務違反            | 14. <b>許可等の条件違反（客引き行為）</b>   |

※客引き行為に加え、一発事業停止相当の違反（運行管理者不在）や、事業者のずさんな管理状況を確認。

- ☆ 監査に入った場合には、法令違反が疑われる情報の範囲だけでなく、事業全般について監査を実施します。
- ☆ 違反行為が確認された場合には、「処分基準」に基づき、処分が実施されます。
- ☆ 監査の拒否、忌避は事業の停止処分対象です。
- ☆ 「客引き」について、許可の条件は運送の引受けを営業所に限定しているものです。つまり、空港等での引受けは認められておりません。
- ☆ 運転手が勝手にやったは、通用しません。事業者には使用者責任があります。
- ☆ 点呼をしっかり行っていれば、車両の持ち帰りは発生しません。
- ☆ 条件違反は、一回の行為で事業の停止処分です。  
監査の結果、他の違反も確認されることで事業許可の取消しもありえます。
- ☆ 事業の停止処分の再違反は、許可取消になります。

ご静聴ありがとうございました。

ご清聴ありがとうございました！